個人会員登録申請書

私は、一般社団法人グローバル・ビジネスコミュニケーション協会の規約に同意し、個人会員の登録申請をいたします。

申請日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ＊ |  |
| お名前＊ |  |
| 生年月日（年齢）＊ | 西暦　　　　　年　　　月　　　日（　　　　歳） | 性別＊ | 男　　女 |
| フリガナ＊ |  |
| 自宅住所＊ | 〒 |
| 電話番号＊ |  | Eメール＊ |  |
| フリガナ |  |
| 所属先名 |  |
| フリガナ |  |
| 所属先住所 | 〒 |
| 所属先電話 |  | Eメール |  |

＊記入必須事項ですので必ず記入ください

法人会員登録申請書

一般社団法人グローバル・ビジネスコミュニケーション協会の規約に同意し、法人会員の登録申請をいたします。

申請日　　　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ＊ |  | お申込み口数 |
| 法人名＊ |  | 口 |
| フリガナ＊ |  | 業種\*　該当項目に |
| 代表者の職・氏名＊ |  | ・一般企業　　　　・公的・行政機関・NPO法人　　　 ・教育機関・任意団体　　　　・その他 |
| フリガナ＊ |  | 所属部署＊ |
| 連絡担当者氏名＊ |  |  |
| フリガナ＊ |  |
| 法人住所＊ | 〒 |
| 電話番号（代表）＊ |  | 担当者電話番号＊ |  |
| Eメール（担当者）＊ |  |  |  |

＊記入必須事項ですので必ず記入ください

会員規約

一般社団法人グローバル・ビジネスコミュニケーション協会（以下、「本協会」）は、会員規約を本協会の定款第4章の規定に則して理事会の議決により発行する。

第１条（目的）

本規約は、本協会の定款第４章に定めた会員の規定に基づき、会員の区分、会費、権利義務その他会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第２条（会員の定義）

本協会の会員とは、本協会の活動に賛同し、本協会が提供するサービスを受ける法人又は個人をいい、本協会の定款２条で定める社員とは異なり、本協会の運営に関与するものではない。

第３条（会員の種別）

会員の種別は、個人会員、法人会員の２種類とする。

第4条（入会）

本協会の会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し、本協会理事会の承認を受けなければならない。

第５条（年会費及び納入）

1. 会員は本条に定めるところに従い、年会費を支払わなければならない。
2. 年会費の始期は4月1日とし、翌年3月31日までの1年間とする。なお、初年度は、入会日（理事会の承認が下りた日）より月割にて計算することとする。
3. 年会費は本協会が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。年会費の納入確認後、会員向けサービスを開始する。
4. 年会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
① 個人会員は一口5,000円とする。

② 法人会員は一口50,000円とする。

1. 会員がすでに納入した年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第6条（特典）

会員は、本協会より次の各号の特典を受けることができる。

1. 本協会が会員参加対象として指定した各種活動やイベントに、無料あるいは会員特別価格で参加したり、本協会が提供する情報を受けたりすることができる。
2. 個人会員の場合には、会員本人のみが参加できるものであり、第三者への譲渡や貸与をすることはできない。
3. 法人会員の場合には、当該法人に所属する者は一口につき10名まで会員として活動に参加できるものとする。
4. 本協会のメールマガジンを受け取ることができる。

第7条（退会）

退会希望者は本協会に対し退会の申出をすることにより、随時退会することができる。ただし、既に納入された年会費は返納しないものとする。

第8条（会員資格の取り消し）

本協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

1. 他者または本協会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、本協会が認めたとき。
2. 会費の納入が、年会費の支払期日から起算して２ヶ月以上遅滞したとき。
3. 本協会のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為、また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
4. 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
5. 本規約又は、その他本協会が定める規則に違反したとき。
6. その他、本協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第9条（会員情報の変更等）

会員は、住所・氏名・電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、本協会の定める方法で速やかに本協会まで連絡する。

第10条（守秘義務）

本協会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、 会員は本協会の許可を得ずに、会員として知り得た本協会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第11条（その他）

本協会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行うことができる。